

教職員のための 「初めての合理的配慮」講座

■講師

太田 琢磨（愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 バリアフリー推進室）
平成 18 年 3 月東海大学にて修士（保健福祉学）の学位取得、平成 18 年 4 月から平成 19 年 8 月まで、Rochester Institute of Technology/ National Technical Institute for the Deaf、Master of Science program in Secondary Education/大学院 特別研究生として、アメリカにおける障害学生支援現場の研究・調査を行う。平成 21 年より、愛媛大学バリアフリー推進室の職員として、障害学生支援の現場を担当。

■プログラム概要

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。この法律では、公的機関に合理的配慮提供の法的義務、民間機関に努力義務が課せられました。法律の施行から 3 年が過ぎ、障害のある学生の受験者数も増加しています。今後入学してくる学生に対して、合理的配慮を円滑に提供していく必要性があります。

この研修では、合理的配慮の提供のために教職員が知っておかなくてはならないこと、対応の際の注意事項について学びます。また、当日は障害のある学生から大学生活の中で直面する困難性について話していただく予定です。

専門知識がなくてもできることはたくさんあります。本講座を通して、障害のある学生が安心して過ごせる環境作りについて学びましょう。

■主な受講対象

- ・ 障害学生の支援の基礎を学びたい教職員
- ・ 合理的配慮の基本的な提供方法について学びたい教職員
- ・ 日常的な業務の中で障害者と関わることのある教職員
- ・ 障害学生支援の部署で働く教職員

■本プログラムの到達目標

1. 障害者差別解消法について基本的な考え方を理解することができる。
2. 社会モデルの考え方について理解できる。
3. 合理的配慮の提供プロセスを理解することができる。
4. 高等教育機関における合理的配慮の提供範囲について理解することができる。
5. 合理的配慮提供のために、最初にやるべきことについて理解することができる。

■日時・場所

日時：令和元年 8 月 30 日（金） 13：00～15：00

場所：愛媛大学城北キャンパス